

長野県報

9月13日(月) 令和3年 (2021年) 第237号

目 次

71

	土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課)	2
	長野県収入証紙売りさばき人の氏名 (名称) 等変更の届出 (会計課)	3
	長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出 (会計課)	3
	長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し (2件) (会計課)	3
	道路の区域変更及び関係図面の縦覧 (道路管理課)	4
	昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするた	
	めの選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
公	· 告	
	大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧 (産業政策課)	5
	大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業政策課)	6

着用点

長野県告示第485号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。 令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 起業者の名称
 - 木曽町
- 2 事業の種類

町営防災広場新設事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

長野県木曽郡木曽町日義地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

町営防災広場新設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である木曽町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
 - ア 本件事業の施行により得られる利益

木曽町日義原野地区(以下「原野地区」という。)は、木曽駒ケ岳の山麓に広がる扇状地に位置しており、その地形上の特色から、たびたび洪水などが発生している。

木曽町では、木曽町地域防災計画に基づき、風水害の発生に備えた指定避難施設及び避難所(以下「指定避難所」という。)の確保に努めているが、原野地区における土砂災害警戒区域内の人口から想定した最大避難者数である580人に対し、現在確保している指定避難所の総収容人数は510人にとどまっており、住民の安全の確保に課題が生じている。

本件事業は、この課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、指定避難所としての機能を有する防災広場の整備を図るものである。

本件事業の実施により、災害発生時に想定される避難者を収容できる十分な規模の指定避難所が確保され、住民の安全の確保が図られる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

工 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が 優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)
 - ア 本件事業を早期に施行する必要性
 - (3) のアのとおり、現状の原野地区内の指定避難所の収容人数では発災時に想定される最大避難者数を受け入れることができず、原野地区内の町民の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。
 - イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

木曽町役場日義支所

総台政	

長野県告示第486号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、令和3年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

スマート林業実践支援事業補助金交付要綱(令和3年7月28日付け3信木第193号林務部長通知)の規定に基づく補助金

人 事 課

長野県告示第487号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和3年9月6日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所	長取見 <i>化九十</i> 7月月200 1	長野県佐久市臼田620-1 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所
旧	佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所臼田店	長野県佐久市臼田620-1	長野県佐久市臼田620-1 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所臼田店

会 計 課

長野県告示第488号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和3年9月6日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合	長野県南佐久郡佐久穂町大字高 野町559-1	長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町559-1 佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所
П	佐久穂支所	長野県南佐久郡佐久穂町大字高 野町533	長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町533 佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所

会 計 課

長野県告示第489号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和3年9月6日、次の売りさばき人の 指定を取り消しました。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所	長野県佐久市三分366	長野県佐久市三分366 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所

会 計 課

長野県告示第490号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和3年9月6日、次の売りさばき人の 指定を取り消しました。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所八千穂店	長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 432-1	長野県南佐久郡佐久穂町大字畑432-1 佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所八千穂店

会 計 課

長野県諏訪建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、 一般の縦覧に供します。

県

報

令和3年9月13日

長野県諏訪建設事務所長 木 村 智 行

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪辰野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字豊田字有賀3101番の 12地先から 諏訪市大字豊田字内山4748番の 3 地先まで	IΒ	$6.0 \sim 18.6$	Km 2.6880
同 上	新	6.0 ∼ 18.6	2. 6880
諏訪市大字豊田字有賀3101番の 12地先から 諏訪市大字豊田字天狗山4329番地先まで	材	8.5 ~ 30.0	1. 7312

道路管理課

選告示第40号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を 有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

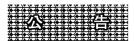
令和3年9月13日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

Γ		Г		
'	34, 663	'	34, 586	
	316, 644		316, 162	
	110, 899		110, 759	
	71, 987		71, 952	
	45, 983		45, 921	
	19, 311		19, 228	
	43, 744		43, 556	
	13, 599		13, 546	
	19, 089		19, 038	
	11, 722		11, 701	
	18, 414		18, 368	
別表中	8, 963	を	8, 948	に改める。
	18, 045		17, 949	
	7, 696		7, 650	
	6, 363		6, 326	

	ı	
21, 552		21, 511
18, 518		18, 469
39, 648		39, 653
20, 985		20, 938
8, 312		8, 283
27, 267		27, 210
6, 743		6, 694
22, 675		22, 612
7, 537		7, 488
8, 674		8, 637

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

広丘ショッピングパーク

塩尻市大字広丘堅石字桔梗ヶ原2145-180外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川(健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社昭和	中村富雄	松本市元町1-1-28
株式会社良品計画	松﨑 暁	東京都豊島区東池袋4-26-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社昭和	中村 富雄	松本市元町1-1-28
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋4-26-3